

利用料金表

1 居宅介護支援利用料

区分・要介護度			利用料
居宅介護支援費(Ⅰ)	(ⅰ)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満又は45以上である場合においての、45未満の部分	要介護1・2	12,380円
		要介護3・4・5	16,085円
	(ⅱ)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上である場合においての、45以上60未満の部分	要介護1・2	6,201円
		要介護3・4・5	8,025円
	(ⅲ)介護支援専門員1人当たりの利用者数が60以上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	3,716円
		要介護3・4・5	4,810円

2 加算料金

加算	利用料	算定回数等
初回加算	3,420円	1月につき
特定事業所加算(Ⅰ)	5,916円	1月につき
特定事業所加算(Ⅱ)	4,799円	
特定事業所加算(Ⅲ)	3,682円	
特定事業所加算(A)	1,299円	
特定事業所医療介護連携加算	1,425円	1月につき
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,850円	利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、必要な情報提供を行った場合(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,280円	利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、必要な情報提供を行った場合(1月につき)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	5,130円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,840円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,840円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,550円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅲ)	10,260円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)